

土岐川・庄内川流域治水ロゴマーク 使用規程（案）

令和4年●月●日

土岐川・庄内川流域治水協議会

第1条 この規程は、土岐川・庄内川流域治水協議会（以下「当協議会」という。）が作成した土岐川・庄内川流域治水ロゴマークを使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、当協議会に帰属する。

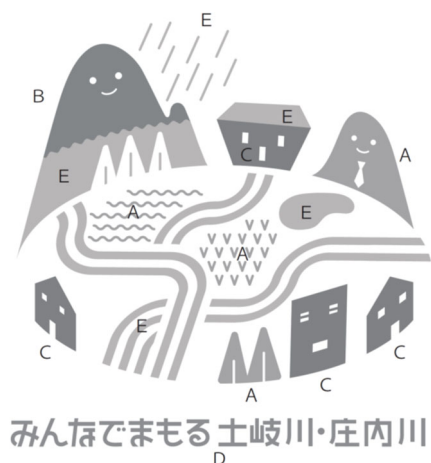
第3条 ロゴマークのデザインは、原則として、下記に示すものを基本として、形の変更や指定の色以外での使用は不可とする。

【カラー】



A		C50 M0 Y100 K0
B		C75 M0 Y100 K0
C		C80 M10 Y45 K0
D		C70 M15 Y0 K0
E		C100 M0 Y0 K0 50%透明

【グレースケール】



A		C38 M31 Y29 K0
B		C55 M45 Y43 K0
C		C57 M48 Y45 K0
D		C50 M41 Y39 K0
E		C57 M48 Y45 K0 50%透明

第4条 ロゴマークは、事前許可を必要とせず使用を認めるものとする。

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 土岐川・庄内川流域治水の取組に寄与する目的に利用すること（営利を主たる目的としないものに限る）。
- (2) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (3) 当協議会の信用又は品位を傷つけないこと。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
- (5) 商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (6) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用しないこと。
- (7) 当協議会の事業又は当協議会が認めた関連事業を推進する上で支障を来たさないこと。
- (8) 土岐川・庄内川流域治水のイメージを損なう使用をしないこと。
- (9) 第3条に従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること。
- (10) その他当協議会が使用について不適当と認めた使用をしないこと。

第6条 当協議会は、ロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

第7条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当協議会はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) この規程に違反して使用した場合。
- (2) 使用者が法令に違反した場合。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当協議会が不適切と認めた場合。

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

第9条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、当協議会は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害についての責任を負わないものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、当協議会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年●月●日から施行する。